

国際緊急援助隊 医療チームの概要



独立行政法人国際協力機構
国際緊急援助隊事務局

1. はじめに

戦後の日本の復興

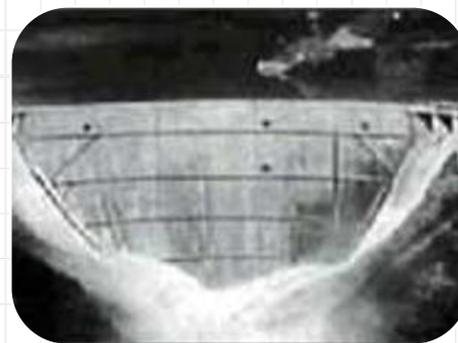
国際社会から支援を受け、戦後の荒廃から経済成長を遂げた



給食



東海道新幹線



黒部第4ダ

東名高速道路



トヨタ自動車 拳母工場
(現トヨタ本社工場)

Photo : World Bank
Tokyo

日本のODAの特色

- ① 自助努力の後押しと社会的価値の共創
- ② 質の高い経済成長
- ③ 人間の安全保障

Vision

信頼で世界をつなぐ

Mission

質の高い成長：「包摂性」「持続可能性」「強靱性」
人間の安全保障：人々を中心に据えた協力



JICAの協力メニュー

技術協力

人を通じた協力

技術やノウハウの伝授
(稲作普及、教員養成) など

技術を
伝える



有償資金協力

返済義務のある円借款や、
民間企業等による開発事業への融資・出資

資金を通じた協力

港湾、橋、鉄道、地下鉄、上下水道設備など

お金を
貸す・出資す
る



無償資金協力

返済義務のない

資金を通じた協力

学校、病院、井戸、道路、医療器材など

お金を
供与する



JICA

JICAの協力メニュー

民間
ビジネス

民間連携

優れた技術や製品を通じた協力
日本の中小企業の海外進出支援、
SDGsビジネス支援 など



市民が主役
の
国際協力

市民参加協力

日本の市民による協力
JICA海外協力隊、NGO等活動支援など



災害への
緊急支援

国際緊急援助

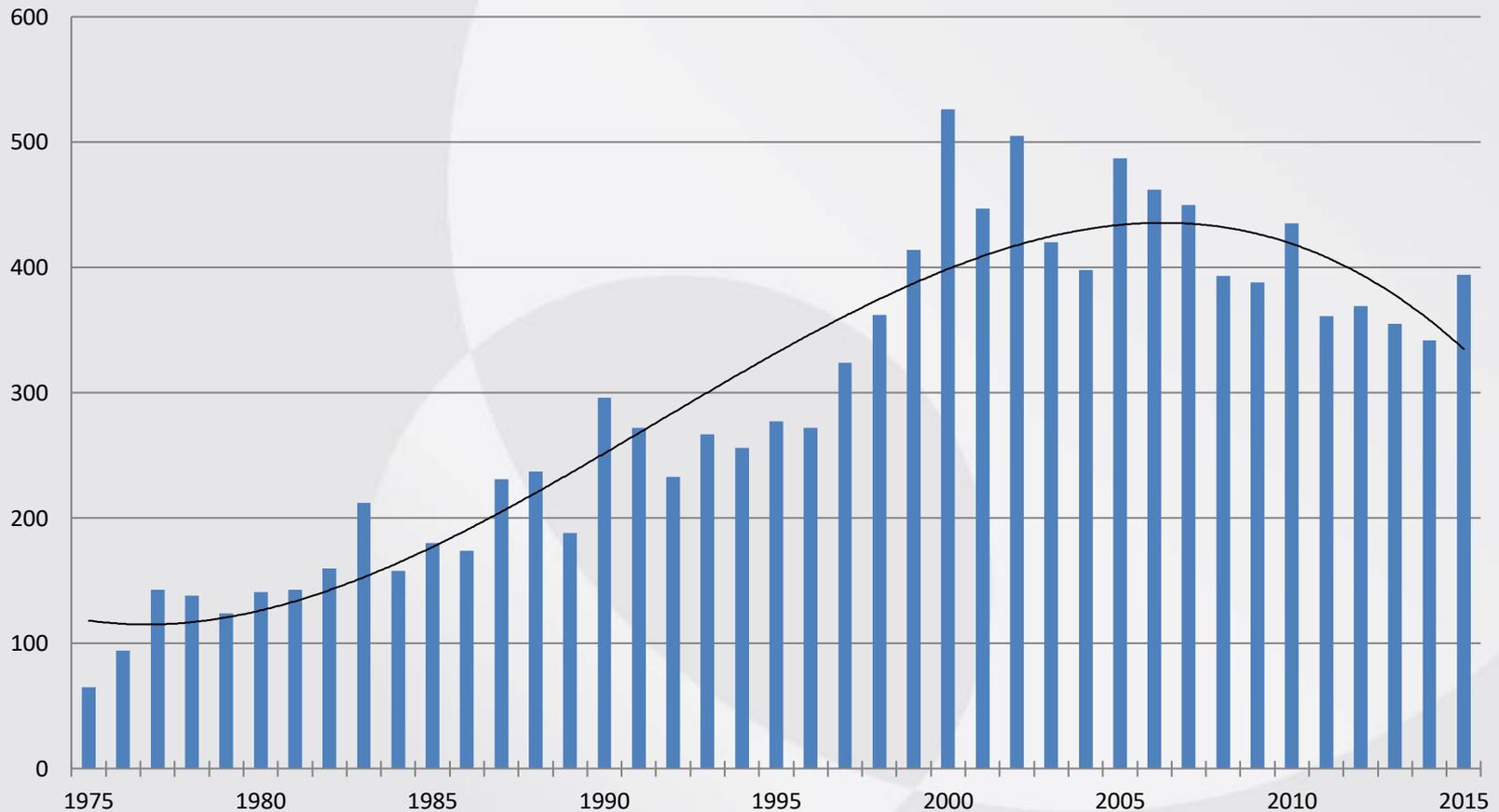
緊急時の人道的協力
自然災害などへの対応
(救助、ケガや病気の診察など)



JICA

世界の自然災害の発生状況

Number of disaster reported 1975-2015



Source: EM-DAT, CRED

なぜ海外へ緊急援助？

1. 人道的観点

- 自然災害などの緊急事態又はその直後における人命救助，苦痛の軽減及び人間の尊厳の維持・保護

2. 国際社会の相互扶助

- 災害多発地帯アジアの一員
- アジアの中で世界の中で、経済力相応の国際貢献
- 阪神・淡路大地震や東日本大震災の際に受けた海外からの援助

3. 日本の資源を生かした協力

- 資金力 + 災害多発国としての技術・経験

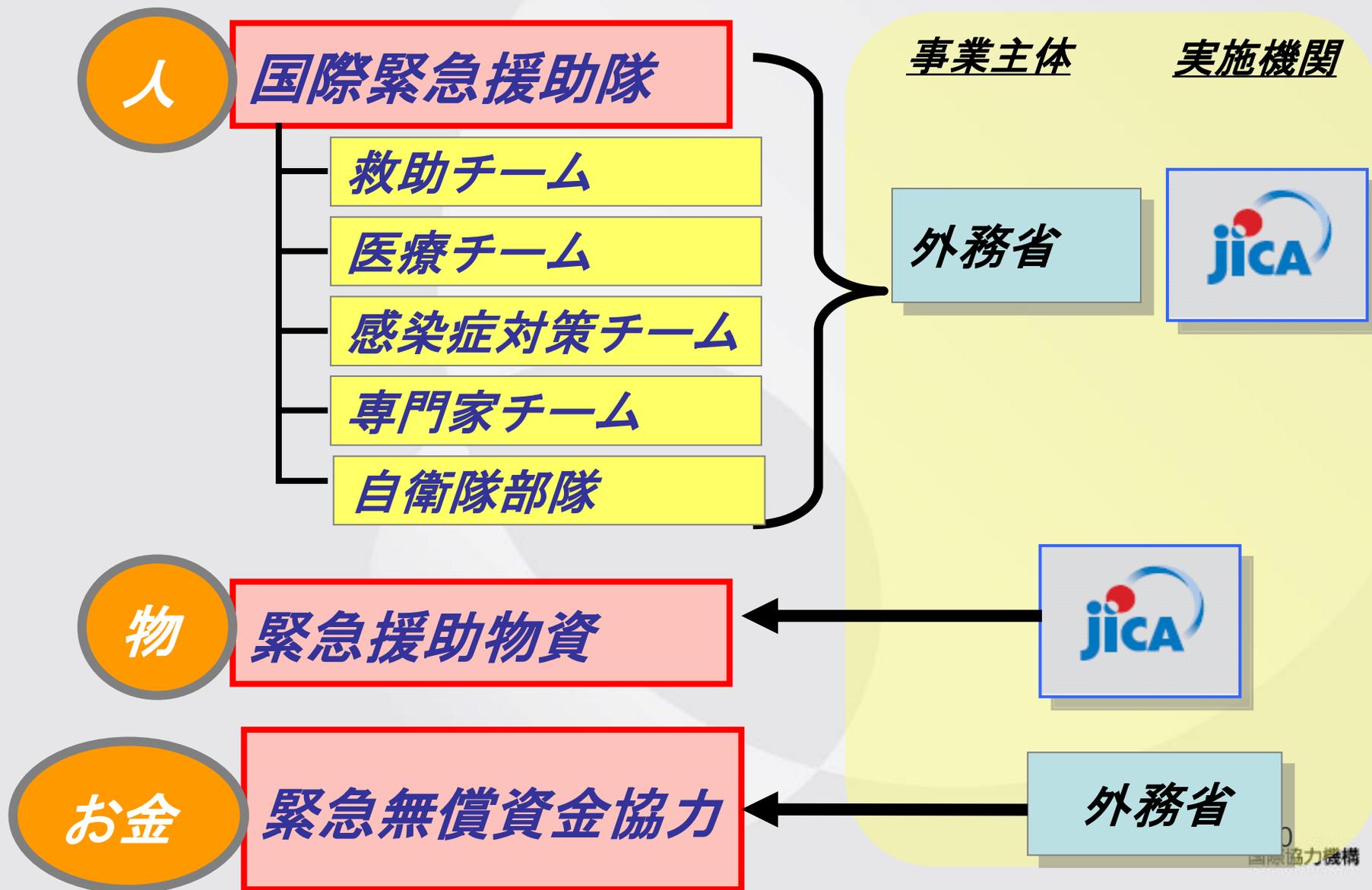
参考：外務省「我が国の人道支援方針」(2011)

東日本大震災時の各国からの援助

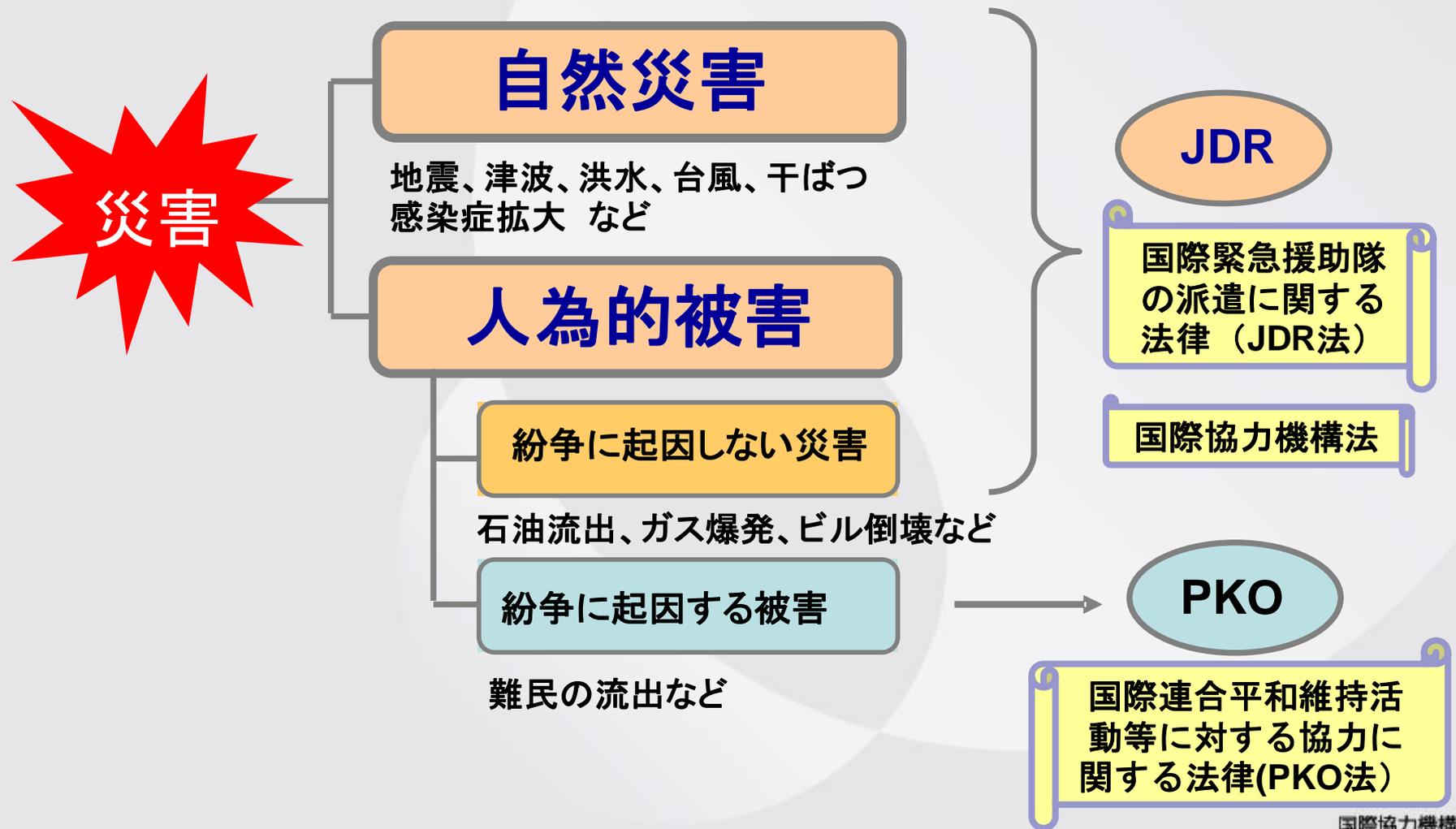
合計163の国・地域および43機関が支援意図を表明

	支援内容	詳細
	救助チーム	17の国・地域 (隊員973名、救助犬56頭:延べ数)
	医療チーム	4カ国／チーム (イスラエル、ヨルダン、タイ、フィリピン 計64名))
	その他	UNDAC, 物流支援要員、原子力専門家、食品モニタリング専門家など
	支援物資	63の国・地域・機関 テント、毛布、サバイバルキット、食料、水、衣類、ソーラーランタンなど
	寄付金	93の国・地域・機関 支援物資とあわせて総額約175億円以上

日本の国際緊急援助の内容・体制



JDRの対象となる災害



国際緊急援助隊の派遣に関する法律 (1987年9月16日施行)

第1条 この法律は、海外の地域、特に開発途上にある海外の地域において大規模な災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、当該災害を受け、若しくは受ける恐れのある国の**政府または国際機関の要請に応じ、…**

第5条 外務大臣は(中略)国際協力機構に対し(中略)人員を国際緊急援助隊として派遣するよう、命ずることができる。

第7条 国際緊急援助隊の派遣及びこれに必要な業務は、**独立行政法人国際協力機構**が行う。

国際緊急援助隊 (JDR) は . . .

- ✓ 政府開発援助 (ODA) の一環として
- ✓ JDR法に基づき、
- ✓ 外務大臣が派遣を決定・命令し、
- ✓ JICAが派遣する。

<JDR事務局>

派遣隊員の募集



隊員の人選・通知

出発



応募
(システム入力)

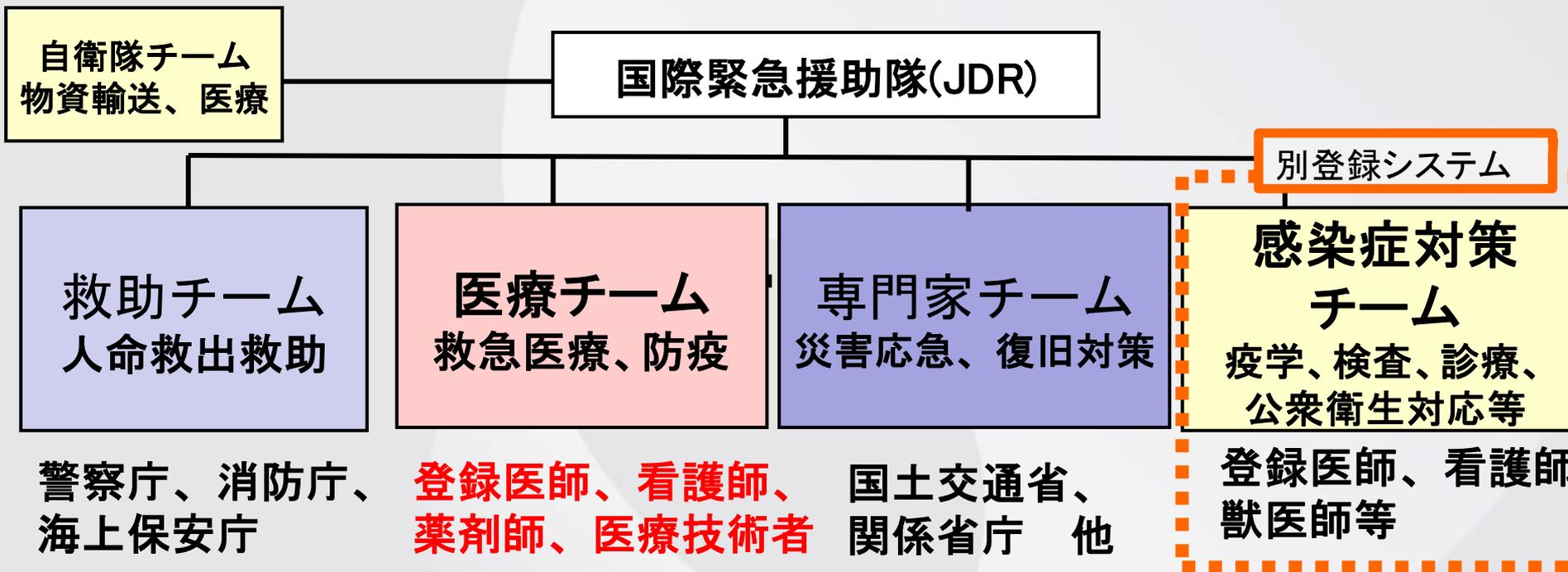


関係者との連絡・調整
職場・家族の同意

<登録者>

渡航準備

国際緊急援助隊の派遣



救助チーム



国際緊急援助隊

- 目的: 要救助者の捜索・救助・応急処置
- 出発: 24時間以内(派遣決定後)
- 編成: 75名(医療班5名を含む) + 犬4頭
- 実績: 21回(2023年11月現在)
- INSARAGへビー級認定を取得(2010～)

医療

救助

感染症

専門家

自衛隊



中国・四川大地震(2008)



メキシコ地震 (2017)

国際協力機構

医療チーム



国際緊急援助隊



- 出発: 48時間以内 (派遣決定後)
- 期間: 2週間以上 (2週間/隊次)
- 実績: 59回
- WHOからEMT国際認証を取得 (2016)
 - タイプ1: 27名編成、外来 (100/日) および巡回診療
 - タイプ2: 69名編成、外来+手術+入院+透析+リハビリ

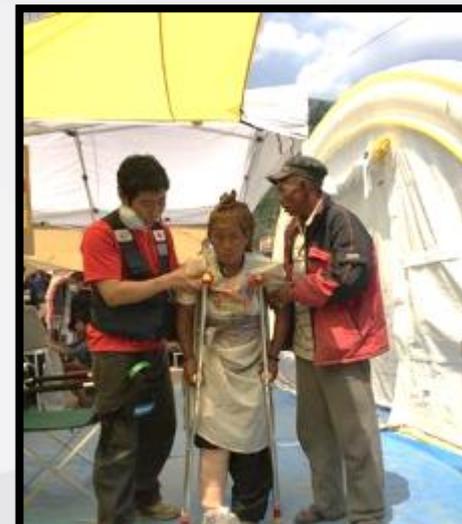


手術室



入院病棟

ネパール地震(2015)



リハビリテーション

感染症対策チーム



- 目的：感染症の流行に対する対策の支援
- 機能：①疫学 ②検査診断 ③診療・感染制御
④公衆衛生対応 ⑤ロジスティックス
- 設立：2015年10月
- 実績：6回



医療チームの歴史と活動実績

国際緊急援助隊の歴史

- 1979年～1982年カンボジア難民支援
(日本における災害医療の原点)
- 1982年3月
 - 国際救急医療チームの創設
(Japan Medical Team for Disaster Relief: JMTDR)
- 1987年
 - 国際緊急援助隊の派遣に関する法律施行
- 1992年
 - 国際平和協力法(PKO法)の施行
 - JDR法の改定: 自衛隊の派遣が可能
- 2015年
 - 感染症対策チームの設立
- 2016年
 - EMT認証



国際救急医療チームの設立

(Japan Medical Team for Disaster Relief: JMTDR)

- 設立：1982年3月5日
- カンボジア難民救急医療事業の反省
 - 即応性のある医療支援チームの必要性
 - 平時より準備(計画、訓練、備蓄)された医療支援チームの必要性
- ボランタリーな登録
- 公的な派遣



国際緊急援助隊医療チーム派遣実績

- | | | | |
|--------------|------------------|--------------|---------------------------|
| 1979-1982 | カンボジア難民救援(計13隊) | 1999年 | コロンビア地震災害 |
| 1982年 | 国際救急医療チームの創設 | | トルコ地震災害 |
| 1984年 | エチオピア干ばつ災害(計4隊) | | (夏季、冬季:計3隊) |
| 1985年 | メキシコ地震災害(計2隊) | | 台湾地震災害 |
| | コロンビア地震災害 | 2000年 | モザンビーク洪水災害 |
| 1986年 | ソロモンサイクロン災害(計2隊) | | インドネシア地震災害 |
| 1987年 | JDR法施行 | 2001年 | エルサルバドル地震災害 |
| 1988年 | エチオピア干ばつ災害 | | インド地震災害 |
| | スーダン洪水災害 | 2003年 | アルジェリア地震災害 |
| | ジャマイカサイクロン災害 | | イラン地震災害 |
| | ソ連・アルメニア地震災害 | 2004年 | スマトラ沖地震・津波災害 |
| 1989年 | 中国洪水災害 | | (スリランカ2、タイ、インドネシア3、モルディブ) |
| 1990年 | 象牙海岸難民救援 | 2005年 | インドネシア・ニアス島地震災害(計2隊) |
| | イラン地震災害 | | パキスタン地震災害(計2隊) |
| | フィリピン地震災害 | 2006年 | インドネシア・ジャワ島中部地震 |
| 1991年 | クルド難民救援 | 2008年 | 中国四川大地震 |
| | (イラン、トルコ:計6隊) | | ミャンマーサイクロン災害 |
| | フィリピン台風災害 | 2009年 | インドネシア・西スマトラ州地震災害 |
| 1992年 | ニカラグア津波災害 | 2010年 | ハイチ地震災害 |
| 1993年 | ネパール洪水災害 | | チリ地震災害 |
| 1996年 | バングラディッシュ竜巻災害 | | パキスタン洪水災害(計2隊) |
| 1998年 | パプアニューギニア津波災害 | 2013年 | フィリピン台風災害(計3隊) |
| | ドミニカハリケーン災害 | 2015年 | バヌアツサイクロン |
| | ニカラグアハリケーン災害 | | ネパール地震(計2隊) |
| | | 2019年 | モザンビークサイクロン(計2隊) |
| | | 2023年 | トルコ地震(計3隊) |

医療チーム 登録者数

2024年12月1日時点

医師	看護師	薬剤師	医療 調整員	計
234	325	48	228	835名

※1 医療調整員：医師、看護師、薬剤師以外の全ての登録者（医療資格の有無を問わず）が属する登録区分。後述のチーム組織図/編成表には使用していないことに留意。

※2 業務調整員：JICA職員等。上記登録の対象外。

※3 団長・団長補佐：原則として外務省職員。上記登録の対象外。

ご清聴ありがとうございました。